特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	健康増進に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桶川市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
埼玉県桶川市長

公表日
令和6年7月10日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	【概要】 健康増進法に基づく健康増進事業の実施に関する事務など 【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】 ①対象者の把握②個別通知③受診結果記録・管理④受診勧奨⑤統計調査・報告
③システムの名称	健康情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
成人保健ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項　別表の111の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】主務省令第2条の表の139の項 【情報照会の根拠】主務省令第2条の表の139の項 ③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令9号） ・第411条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部　健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務・情報公開係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号　電話　048－786－3211

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康推進部健康増進課（保健センター内） 埼玉県桶川市鴨川一丁目4番1号　電話　048－786－1855

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	Ⅰ－5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	健康増進課長　田辺　奈緒子	健康増進課長	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部総務課情報公開・文書グループ	総務部総務課総務・情報公開係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	埼玉県桶川市鴨川一丁目3番28号	埼玉県桶川市鴨川一丁目4番1号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ－1. 対象人数　いつの時点の計数か	平成27年5月1日　時点	平成30年12月1日　時点	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ－2. 取扱者数　いつの時点の計数か	平成27年5月1日　時点	平成30年12月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	表紙. 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言　特記事項	健康増進に関する事務では、事務の一部を外部に委託しているため、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	削除	事後	委託内容に特定個人情報が含まれていなかったため
令和1年6月26日	Ⅱ－1. 対象人数　いつの時点の計数か	平成30年12月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ－2. 取扱者数　いつの時点の計数か	平成30年12月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅳ　リスク対策	なし	項目を追加	事後	評価書の様式変更
令和2年5月27日	Ⅱ－1. 対象人数　いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	評価の再実施をしたため
令和2年5月27日	Ⅱ－2. 取扱者数　いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	評価の再実施をしたため
令和3年6月18日	Ⅱ－1. 対象人数　いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	評価の再実施をしたため
令和3年6月18日	Ⅱ－2. 取扱者数　いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	評価の再実施をしたため
令和4年3月9日	Ⅰ－1. ②事務の概要	健康増進法に基づく健康増進の実施に関する事務など。	【概要】 健康増進法に基づく健康増進事業の実施に関する事務など 【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】 ①対象者の把握②個別通知③受診結果記録・管理④受診勧奨⑤統計調査・報告	事前	
令和4年3月9日	Ⅰ－1. ③システムの名称	健康情報システム、団体内統合宛名システム	健康情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	Ⅰ―3. 法令上の根拠	番号法別表第1の76の項及び健康増進法等	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項　別表第一の76の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第54条	事前	
令和4年3月9日	Ⅰ―4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月9日	Ⅰ―4. ②法令上の根拠		①番号法第19条第8号 ②番号法別表第二 【情報提供の根拠】番号法別表第二102の2の項 【情報照会の根拠】番号法別表第二102の2の項 ③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） ・第50条	事前	
令和4年3月9日	Ⅱ―1. 対象人数　いつの時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年3月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和4年3月9日	Ⅱ―2. 取扱者数　いつの時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年3月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和4年3月9日	Ⅳ―4. 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	【〇】委託しない	十分である	事前	
令和4年3月9日	Ⅳ―5. 不正な提供・転移が行われるリスクへの対策は十分か	【〇】提供・移転しない	十分である	事前	
令和4年3月9日	Ⅳ―6. 目的外の入手が行われるリスクへの対策が十分か	【〇】接続しない（入手）【〇】接続しない（提供）	十分である	事前	
令和4年3月9日	Ⅳ―6. 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	【〇】接続しない（入手）【〇】接続しない（提供）	十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	Ⅰ―4. ②法令上の根拠	①番号法第19条第8号 ②番号法別表第二 【情報提供の根拠】番号法別表第二102の2の項 【情報照会の根拠】番号法別表第二102の2の項 ③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） ・第50条	①番号法第19条第9号 ②番号法別表第二 【情報提供の根拠】番号法別表第二102の2の項 【情報照会の根拠】番号法別表第二102の2の項 ③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） ・第50条	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅰ―5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部　健康増進課	健康推進部　健康増進課	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅰ―8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部健康増進課（保健センター内）	健康推進部　健康増進課（保健センター内）	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ―1. 対象人数　いつの時点の計数か	令和4年3月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ―2. 取扱者数　いつの時点の計数か	令和4年3月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ―1. 対象人数　いつの時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ―2. 取扱者数　いつの時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅰ―3. 法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項　別表第一の76の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第54条	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項　別表の111の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第54条	事後	法改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月10日	Ⅰ―4. ②法令上の根拠	②番号法別表第二 【情報提供の根拠】番号法別表第二102の2の項 【情報照会の根拠】番号法別表第二102の2の項 ③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） ・第50条	②番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】主務省令第2条の表の139の項 【情報照会の根拠】主務省令第2条の表の139の項 ③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令9号） ・第411条	事後	法改正のため
令和6年7月10日	Ⅱ―1. 対象人数　いつの時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ―2. 取扱者数　いつの時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため